○国土交通省告示第千百九十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条 の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年十二月十二日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道208号改築工事 (浦島橋地区・福岡県みやま市高田町徳島字 渡里地内から柳川市大和町中島字町北側地内まで)及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県みやま市高田町徳島字渡里地内 福岡県柳川市大和町中島字町南側、字北側及び字町北側地内
- 2 使用の部分 福岡県みやま市高田町徳島字渡里地内 福岡県柳川市大和町中島字町南側地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県みやま市高田町徳島字渡里地内から柳川市大和町中島字町北側地内までの延長770mの区間(以下「本件区間」という。)における「一般国道208号改築工事(浦島橋地区)及びこれに伴う市道付替工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業のうち、「一般国道208号改築工事(浦島橋地区)」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者であ

る国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。 したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道208号(以下「本路線」という。)は、熊本市を起点とし、大牟田市、柳川市等を経由して佐賀市に至る延長約107kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、周辺に西日本鉄道天神大牟田線西鉄中島駅のほか、小学校等が存することなどから、地域住民の日常生活、通学等に広く利用されている。

しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず、一部の区間においては歩道等が整備されていないことなどから、歩行者及び自転車通行者(以下「歩行者等」という。)は、路肩又は車道の通行を余儀なくされ、交通事故の危険にさらされるなど、安全かつ円滑な交通が確保されていない状況にある。

また、現道は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める道路幅員を満たしておらず、特に橋梁部は狭小であることから、大型車と乗用車とのすれ違い時には徐行運転を余儀なくされるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

さらに、現道は2車線の道路であるが、県道大牟田川副線及び県道大和城島線と接続する交差点では右折車線が整備されていないことから、これらの県道へ右折する車両が本線に滞留することにより、直進車両の走行が阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、自転車歩行者道が整備され、歩行者等と自動車との交通が分離されるとともに、右折車線等が整備され、本線交通流の円滑化が図られることから、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法 (平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年12月及び平成25年5月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による天然記念物として、みやま市、柳川市を含む地域が「カササギ生息地」として指定されているほか、環境省

レッドリストに絶滅危惧 I A類として掲載されているアリアケシラウオ及びアリアケヒメシラウオ、絶滅危惧 I B類として掲載されているニホンウナギ、エツ、ヤマノカミ及びムツゴロウ等が確認されている。これらのうち、カササギについては、営巣が確認されているが、営巣中は巣の撤去を行わないことや巣立ち後の古巣は翌年に再利用されないこと、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響はないとされている。アリアケシラウオ、アリアケヒメシラウオ、ニホンウナギ、エツ、ヤマノカミ及びムツゴロウについては、起業者は橋脚本体工事を施工するに当たり、専門家の指導助言を受け、アルカリ溶出対策を実施するなど生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧II類として掲載されているコギシギシ及びミズマツバ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1 箇所存在するが、起業者は、福岡県教育委員会と協議を行い、記録保存等の適切な 措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づき、自転車歩行者道及び右折車線の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、現道の主に南側を拡幅して施工する案(以下「申請案」という。)のほか、主に北側を拡幅して施工する案及び両側を拡幅して施工する案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は取得必要面積は最も多いものの、移転対象物件数が最も少ないこと、橋梁の一括施工が可能であり施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、歩道等及び右折車線が整備されていないことから、できるだけ早期に歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、みやま市及び柳川市等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。 したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合 理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県みやま市役所及び柳川市 役所柳川庁舎
- 第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 福岡県みやま市高田町徳島字渡里地 内

福岡県柳川市大和町中島字町南側、字北側及び字町北側地内